

令和8年度奥能登広域圏事務組合職員採用候補者 (令和9年度採用予定)試験案内【消防経験者】

1 試験区分、採用予定数等

試験区分	採用予定数	予定配属先	予定数
消防吏員	9名程度	輪島消防署	若干名
		珠洲消防署	5名程度
		能登消防署	3名程度

※採用予定数は、新規採用者の人数を含んだ数となります。

2 受験資格

試験区分	受験資格（年齢は令和9年4月1日時点の満年齢です。）
消防吏員 (消防経験者)	① 消防吏員としての実務経験が3年以上有する方※1 ② 昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方（21歳～40歳の方）

※1 実務経験とは、消防吏員（消防学校入校期間を含む）として、火災、救急及び予防等の業務をした経験が該当し、受検申込み日までに3年以上あったことを要します。（連続して1か月を超えて服務に従事していない期間は、経験年数に算入されません）

◎ 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない方
- ② 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方
 - ア 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - イ 奥能登広域圏事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 試験日、試験会場及び試験科目

試験日	試験会場	試験等科目
令和8年9月20日(日)	奥能登広域圏事務組合 消防本部(予定)	適性検査、口述試験、身体検査、体力測定

※ 台風、大雨や地震などの自然災害、感染症の影響等により、やむを得ず試験日、日程等を変更する場合があります。

※ 試験日に持参するもの

- 受験票 筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム、鉛筆削り等) 運動服・運動靴 昼食

4 受験申込手続

(1) 申込方法

所定の受験申込書に必要事項を自筆で正確に記入し写真(6か月以内に撮影したもの)を貼り、受付期間中に奥能登広域圏事務組合事務局、又は消防本部庶務課まで郵送(簡易書留)、又は持参してください。

(2) 添付書類

- ① 履歴書(所定の用紙)
- ② 卒業証書(写し)、卒業証明書、又は卒業見込証明書
- ③ 救急救命士の免許を有する場合は、救急救命士免許証(写し)
- ④ 職歴証明書等

(3) 受付期間

- ① 令和8年7月1日(水)から令和8年8月7日(金)の午後5時15分(時間厳守)まで
- ② 受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付を行いません。
- ③ 郵送の場合は、令和8年8月7日(金)到着分までを受付します。

(4) 受験票の交付

受験票は、試験日のおおむね7日前までに郵送します。

※ 試験日の3日前までに受験票が届かない場合には、奥能登広域圏事務組合事務局、又は消防本部庶務課へ必ず問い合わせください。

◎ 申込にあたっての注意点

履歴書の「学歴・職歴 ※」欄について

ア 学歴は、高等学校、高等専門学校、専修学校及び大学等を含めて記載すること。

イ 職歴は、現在学生で就業経験のない場合でも、「職歴なし」と記載すること。

ウ 現在、高等学校、高等専門学校、専修学校及び大学等(以下、この項において「大学等」という。)在学中の者で、大学等から卒業見込証明書が交付されない場合は、その旨を必ず事務局まで連絡すること。なお、卒業見込証明書が交付され次第、速やかに提出すること。

5 試験の方法

12:25	説明	説明：12時25分から12時30分（適性検査）※時間厳守										
12:30 から 12:50	適性 検査	職務の遂行に必要な素質及び適性について検査を行います。										
12:50 から 13:50	休憩 (昼食)	昼食休憩 ※ 13:40 から 13:50 まで、口述試験受付										
13:50 から 17:00 (終了予定)	口述 試験	主として人物について個別面接により行います。										
	身体 検査	<p>消防吏員として、職務遂行に必要な身体(四肢関節機能等を含む。)及び健康度の検査を行います。主な基準・内容は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも0.7以上(矯正視力を含む。)</td> </tr> <tr> <td>色覚</td> <td>赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができ、職務遂行上支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>職務遂行上支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>身体状況</td> <td>職務遂行上支障がないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 健康診断書 医療機関にて健康診断を受診し、書面にて健康診断書を提出してください。 なお検査項目は、以下のとおり労働安全衛生規則第43条に記載されている全項目のほか、色覚検査となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>既往歴及び業務歴</u> 2. <u>自覚症状及び他覚症状の有無</u> 3. <u>身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音にかかる聴力をいう。)</u> 4. <u>胸部エックス線</u> 5. <u>血圧</u> 6. <u>血色素量及び赤血球数(貧血検査)</u> 7. <u>GOT、GPT及びγ-GTP(肝機能検査)</u> 8. <u>LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量(血中脂質検査)</u> 9. <u>血糖</u> 10. <u>尿中の糖及び蛋白の有無(尿検査)</u> 11. <u>心電図</u> 12. <u>色覚</u> 	項目	内容	視力	両眼とも0.7以上(矯正視力を含む。)	色覚	赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができ、職務遂行上支障がないこと。	聴力	職務遂行上支障がないこと。	身体状況	職務遂行上支障がないこと。
項目	内容											
視力	両眼とも0.7以上(矯正視力を含む。)											
色覚	赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができ、職務遂行上支障がないこと。											
聴力	職務遂行上支障がないこと。											
身体状況	職務遂行上支障がないこと。											
	体力 測定	<p>6種目の基礎体力について、測定を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>① 上体起こし</th> <th>② 腕立て伏せ</th> <th>③ 立ち幅跳び</th> <th>④ 握力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	① 上体起こし	② 腕立て伏せ	③ 立ち幅跳び	④ 握力					
内容	① 上体起こし	② 腕立て伏せ	③ 立ち幅跳び	④ 握力								

		⑤ 長座体前屈 ⑥ 時間往復走
※ 試験中に怪我等をした場合、受験者の自己責任とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。		

6 受験資格の確認

受験資格の有無、申込書記載事項について確認を行います。

なお、記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

7 試験結果(合否)の通知

※ 電話による合否等の照会には応じられません。
令和8年10月中旬から下旬に受験者全員に文書で通知します。

8 採用

① 合格者は、令和9年4月1日採用予定とします。

② 退職後の経過年数によっては、再度消防学校（初任教育）に入校していただく場合があります。

③ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定により、職員の採用は、すべて条件付きのものとし、その職員がその職において6月の期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式に採用となります。

9 職務内容

消防吏員については、消防本部、消防署、分署などの職域で、主に次の業務を行います。

① 火災等の防除・鎮圧、救助及び救急等

② 建物の安全指導、火災予防のための立入検査、危険物施設の安全対策、防火管理者等への指導、火災原因調査等

③ 住民の安全確保、要配慮者の安全確保、消防広報等

④ 消防車両・機器の整備等

⑤ 震災対策、防災訓練指導、消防水利の整備等

⑥ その他消防行政に関する業務

10 給与等

(1) 採用時の職階級は、原則として退職時の職階級とします。

(2) 採用時の給料は、原則として退職時の級号をもとに、退職後の経歴やその他を勘案して決定します。

(3) 手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

(4) 昇任

昇任試験によって行われ、本人の努力次第で上位の職、又は階級に昇任できます。

11 その他

(1) 受験申込書は奥能登広域圏事務組合事務局、消防本部、各消防署・分署においてあります。

(2) 郵送により試験案内・申込書を請求される場合は、140円切手を貼り、宛名を明記した返信用封筒(角2号)を同封のうえ、奥能登広域圏事務組合事務局、又は消防本部庶務課まで請求してください。なお、受付期間の締切間際での郵送による請求はご遠慮ください。

(3) 申込みの際に提出された書類については、一切お返ししませんのでご了承ください。

(4) 提出された申込書等の書類は、採用試験の目的以外には使用しません。

(5) 健康診断書は、上記「5 試験の方法」、「身体検査」の欄中、「 健康診断書」を参照の上、試験日の受付時において、必ず提出すること。

(6) 遠方から公共交通機関を利用して来場される方へ

試験当日の集合時間（予定：午前8時45分）までに間に合う公共機関が無い場合、試験会場近くの宿泊施設を利用されることをお勧めします。

宿泊施設等に関する詳細については、奥能登広域圏事務組合事務局又は消防本部庶務課までお問い合わせください。

なお、当組合では宿泊施設の斡旋・紹介は行っておりませんので、各自で予約の手配をしてください。

【 申込み、問い合わせ先 】

- ① 奥能登広域圏事務組合 事務局
〒 929-2392 輪島市三井町洲衛10部11番1 TEL : 0768-26-2314
- ② 奥能登広域圏事務組合 消防本部庶務課
〒 928-0011 輪島市杉平町大百苺2番地 TEL : 0768-23-0119